

千葉海上保安部航行安全課からの連絡事項



～海難 **0** へのお願い～

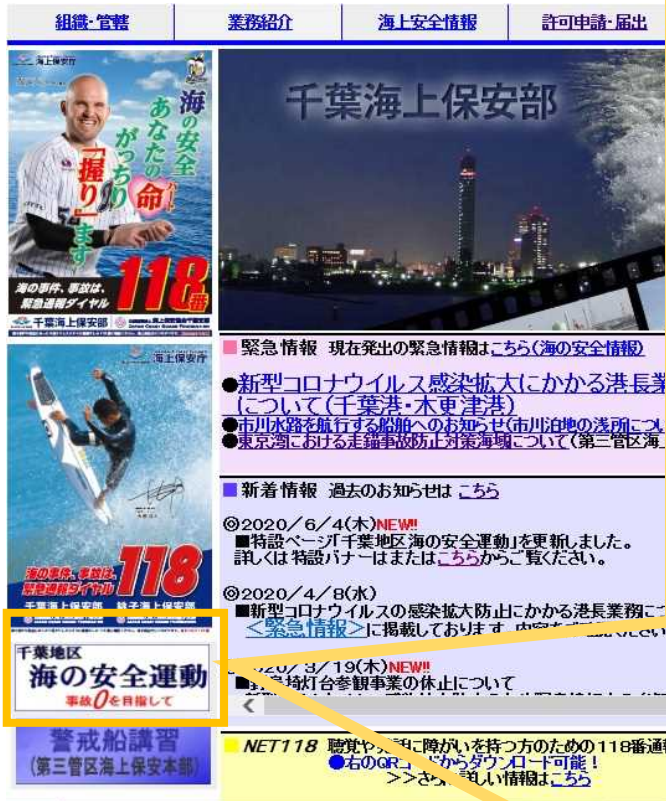
【重点活動期間】

- 令和2年4月17日～5月6日 春の事故ゼロキャンペーン
- 令和2年5月11日～5月31日 霧海難ゼロキャンペーン
- 令和2年6月10日～6月30日 台風海難ゼロキャンペーン
- 令和2年7月16日～8月31日 夏の事故ゼロキャンペーン
- 令和2年10月1日～10月10日 秋の事故ゼロキャンペーン

【年間を通じた活動事項】

- (1) 小型船舶の海難防止
- (2) マリンレジャーにおける海難防止
- (3) 貨物船・タンカーの海難防止

千葉海上保安部 ホームページ



千葉地区

海の安全運動

事故0を目指して

JCG 千葉海上保安部

活動方針

千葉地区海の安全運動推進連絡会議において、決定した活動方針は、次のとおりです。

(重点活動期間)

- 春の事故ゼロキャンペーン (期間:4月17日(金)から5月6日(水)、ポスターはこちら)
- 霧海難ゼロキャンペーン (期間:5月11日(月)から5月31日(日)、ポスターはこちら)
- 台風海難ゼロキャンペーン (期間:6月10日(水)から6月30日(火)、ポスターはこちら)
- 夏の事故ゼロキャンペーン (期間:7月16日(木)から8月31日(月)、ポスターはこちら)
- 秋の事故ゼロキャンペーン (期間:10月1日(木)から10月10日(土)、ポスターはこちら)

(年間を通じた活動事項)

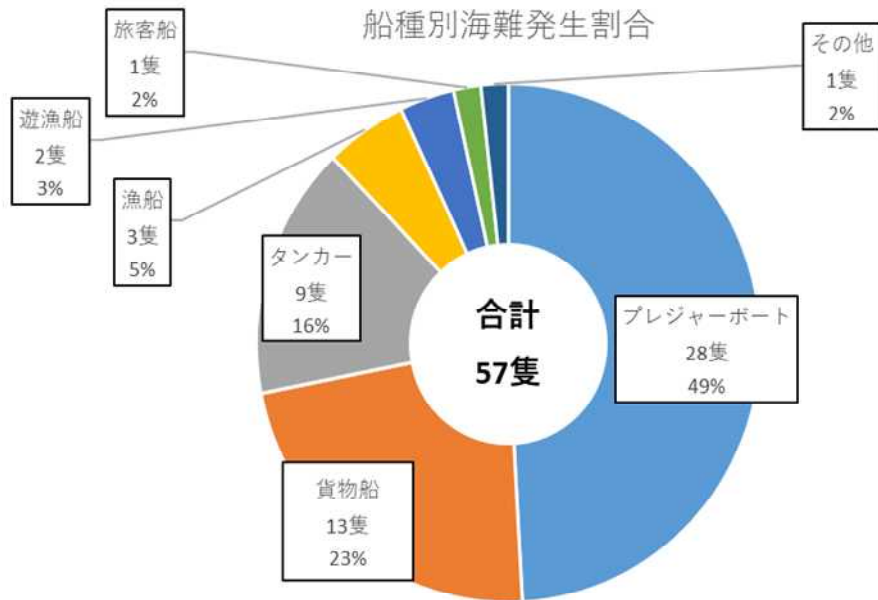
- 小型船舶の海難防止
- マリンレジャーにおける海難防止
- 貨物船・タンカーの海難防止

詳しくは[こちら](#)を参照願います。

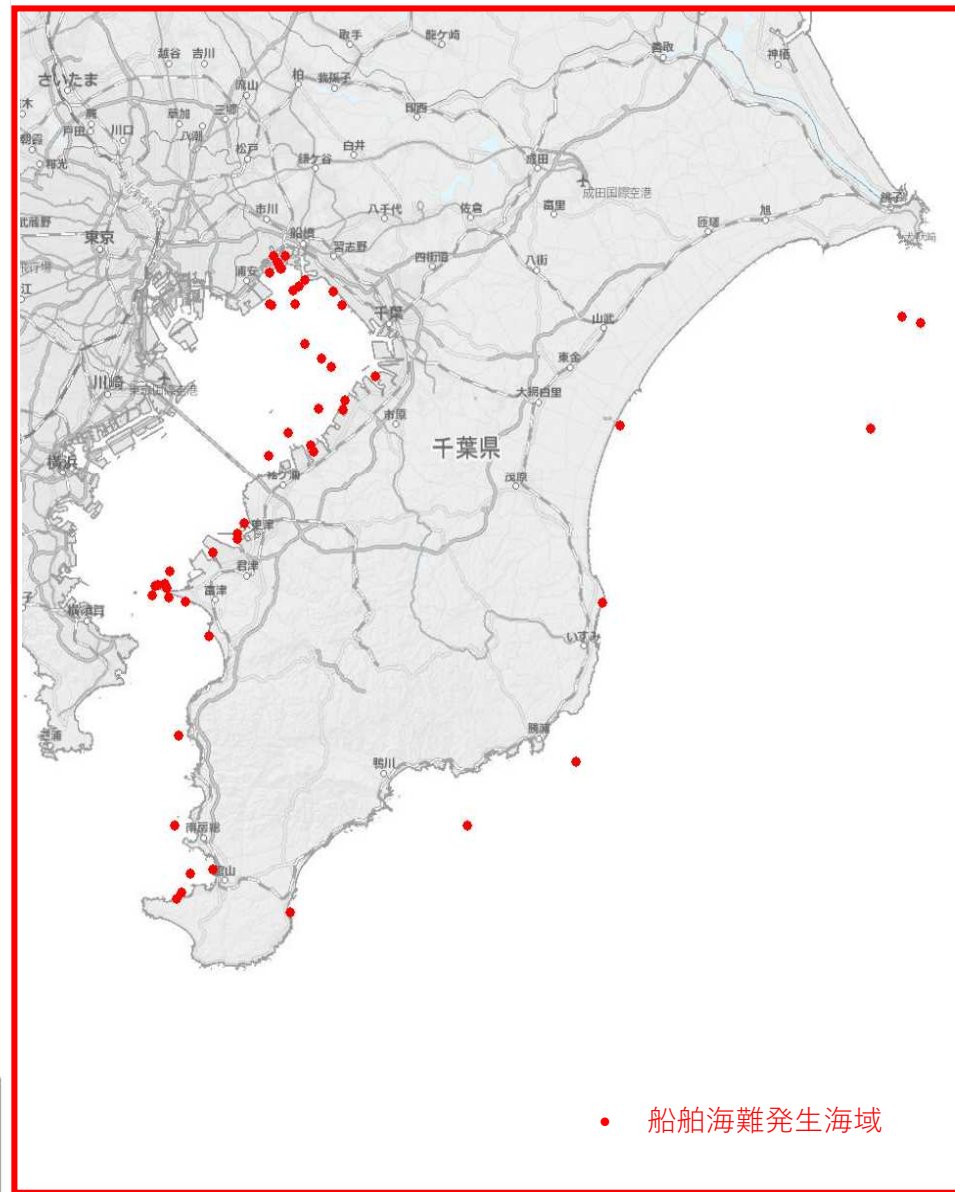
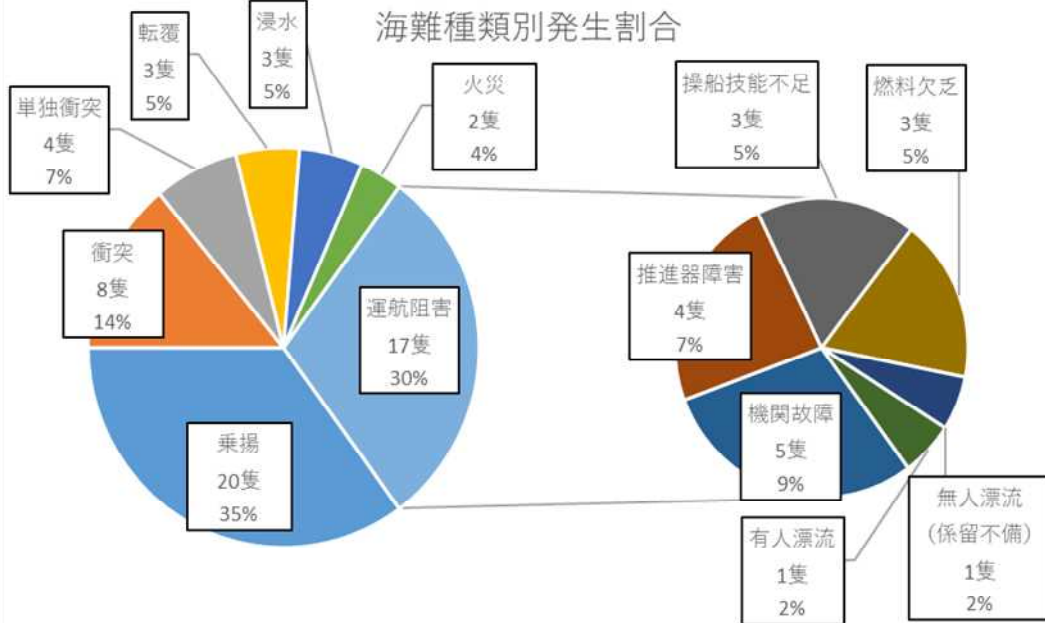
活動状況

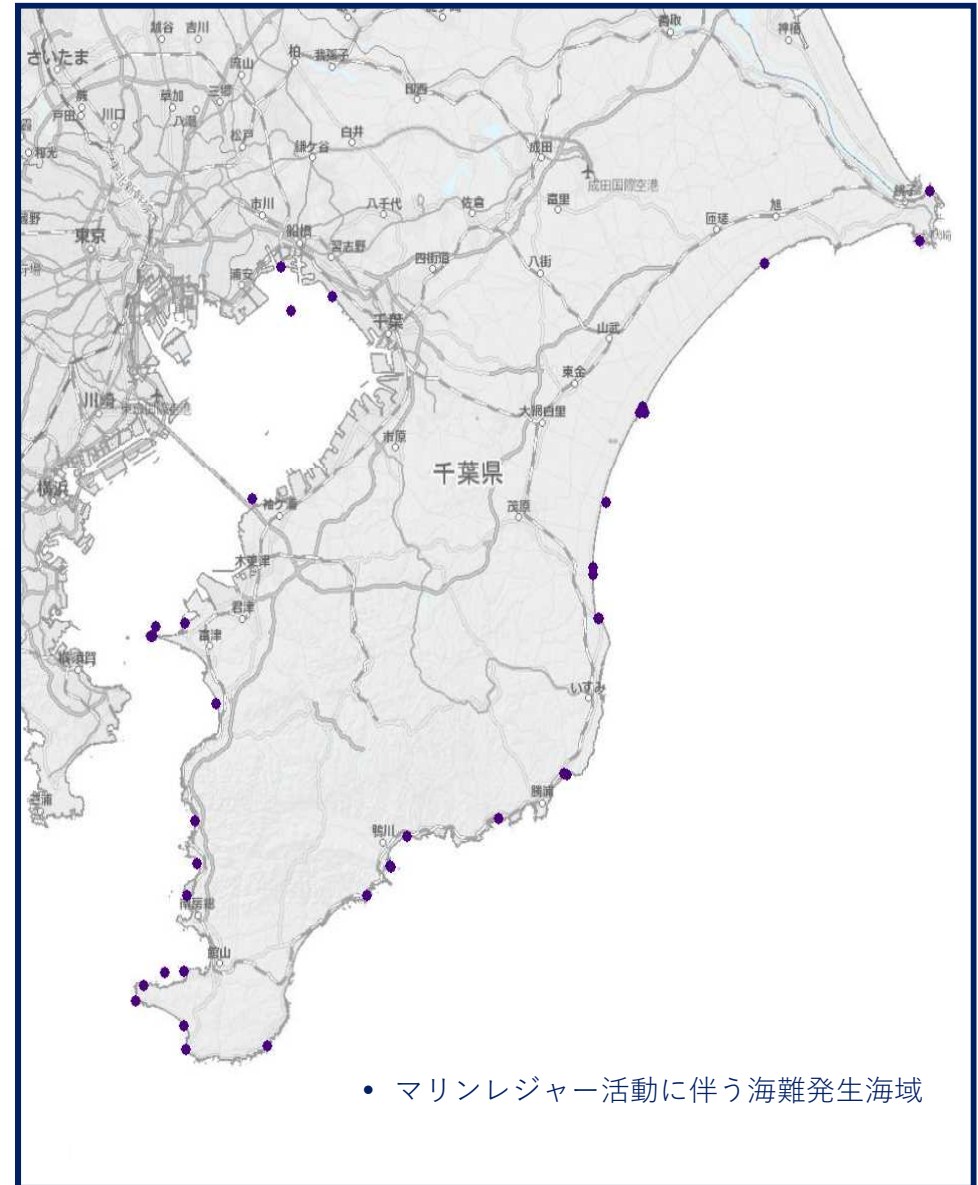
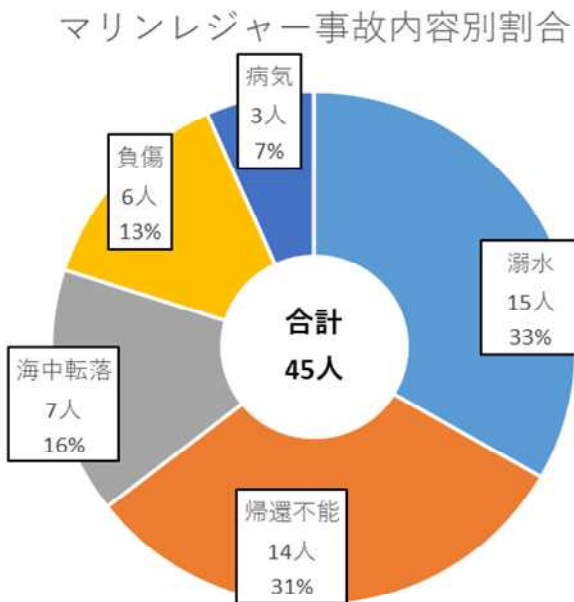
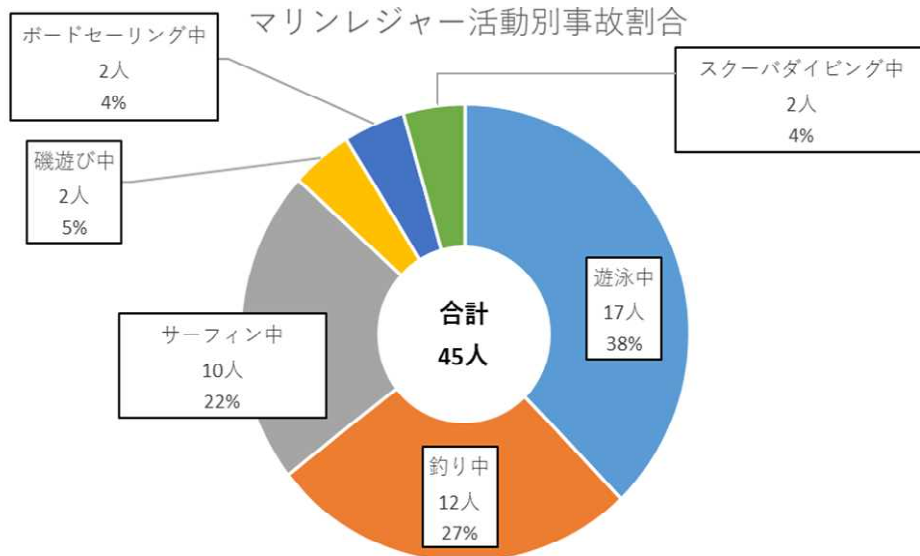
- 4/17~5/6
「春の事故ゼロキャンペーン」期間中に安全運動を実施しました。

船種別海難発生割合



海難種類別発生割合





荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会（本庁）

- 港外避難勧告の運用の改善
 - 台風の影響の少ない他海域へ、十分な時間的余裕をもった避難が必要。
 - 台風対策協議会等において、勧告の発令時期の前倒し等について検討することが望ましい。



東京湾等における荒天時の走錨等に起因する事故防止検討委員会（第三管区）

- 湾外避難の推進
 - 令和元年、台風19号襲来時、東京湾外への避難を指導、約14%の錨泊船舶減少（同年台風15号襲来時比）、走錨事故の発生がなかった、湾外避難は有効な走錨事故防止対策。
 - 台風対策協議会等を活用し、東京湾外への避難についても、官民一体となり、推進していくことが必要。
 - 第三管区海上保安本部において、東京湾に最大風速40m/sの暴風が予想される場合の湾外避難・入湾自粛に関する協力依頼文書を発出。
 - 台風の影響の少ない他海域へ、十分な時間的余裕をもって避難できるよう、港外避難勧告の早期発出について検討を開始。

従来の対策が通用しない台風から東京湾を守る

千葉港は、台風の接近時から通過後まで多数の船舶が沖合で避難しており、令和元年の台風15号では、千葉港（千葉市）で最大瞬間風速57.5m/sを観測、同年の台風19号では、最大瞬間風速40.3m/sを観測し、避難していた船舶の走錨に起因する事故は発生していないものの多数の船舶の走錨が発生したほか、千葉県内の各港湾施設等にも甚大な被害を与えた。

これまでも台風の接近時には、情報提供、避難勧告等を行ってきたところであるが、風速40m/s以上の特に勢力の強い台風が接近することが予想されるときには、関係船舶等に対して早めに避難勧告を発出し、船舶が東京湾外への避難も可能となるよう新たな基準を策定することとした。

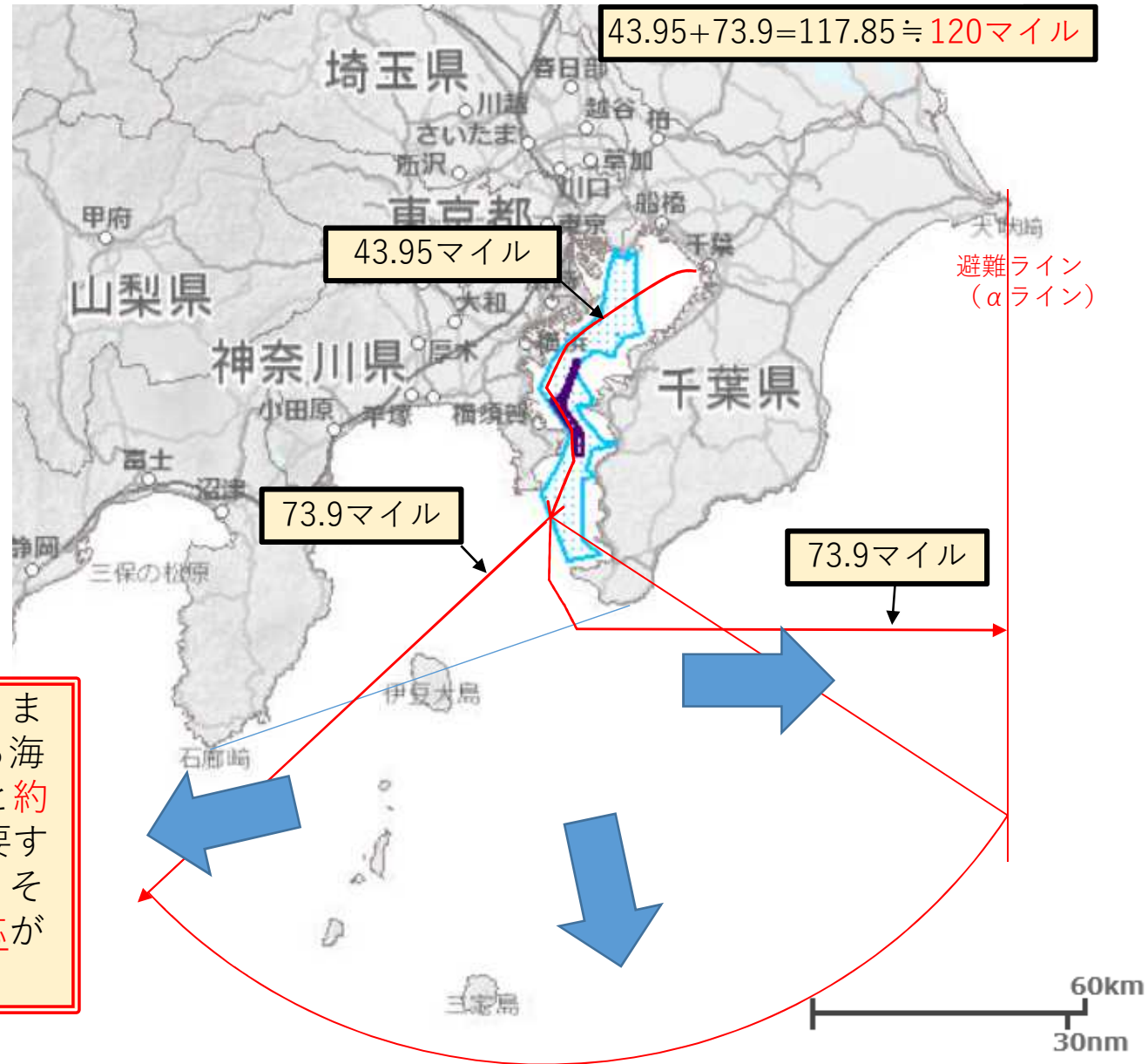
湾外避難勧告等の早期発出に係る具体的な発令時期の考え方

- 接近する台風の強風域に入る前に避難することが必要
- 台風の進路及び速力によって避難海域を検討



台風の影響の少ない他の海域へ、十分な時間的余裕を持った避難が可能！

湾口から避難ライン（αライン）までの航程を半径とした弦に接する海域まで速力10ノットで航行すると約**12時間**必要であり、荒天準備に要する時間、予報のずれ等を考慮し、それぞれの台風に対する**早めの対応**が必要！



対象とする台風について

東京湾全体が特に勢力の強い台風の直撃を受けるなどの場合、堪航性が高く外洋への避泊が可能な大型船等以外の船舶であっても、できるだけ台風の影響の少ない他の海域へ十分な時間的余裕をもって避難することが必要

◎特に勢力の強い台風

「特に勢力の強い台風」とは、これまでに経験したことのない勢力で東京湾に襲来することにより、これまで実施してきた台風対策では十分に船舶の安全を確保できないと考えられる台風を想定しており、具体的には、近年襲来した台風のうち、

- 船舶による社会的影響の大きな海難が発生した平成30年台風21号
 - これと同規模の令和元年台風15号及び19号
- を想定し

上記台風が襲来時、沿岸部に暴風域が入った際の風速は、最大40～45m/sであったことから

早期避難勧告の対象とする台風は、総合的に判断し、原則として台風の襲来により、東京湾において最大風速40m/s以上の暴風が予想される場合を想定

千葉港台風・津波等災害防止要綱一部改正 【抜粋】

2 建議

委員会又は幹事会は、次の事項について調査検討し、別表1、別表1-2または別表1-3に定める警戒体制の勧告等について港長に建議するものとする。

なお、特に勢力の強い台風（最大風速40m/s以上の暴風域を伴うおそれのある台風）が東京湾に接近するおそれがある場合のみ、別表1-2を適用し、それ以外の台風にあっては別表1を適用する。

また、別表1-2の「東京湾」とは、海上交通安全法を適用する海域の境界線（洲崎灯台と剣崎灯台を結んだ線）より北方の海域を示すものとする。

- (1) 台風等の進路、勢力及び千葉港への影響の予測
- (2) ～ (6) 略

別表1-2 警戒体制表 **【追加】**

区分	発令の時期	船舶等の措置
第一警戒体制	<p>特に勢力が強い台風等が東京湾に接近するおそれがあると判断された場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船舶は台風等の動向に留意し、必要な荒天準備を整えること。 2 荷役中の船舶は、天候の急変に備え荷役を中止出来るように準備するとともに、危険物荷役・港内工事作業については、中止基準を遵守すること。 3 AIS搭載船はAISの作動を維持すること。 VHF装備船は常時VHFを聴守（国際VHF ch16）すること。 4 岸壁・棧橋等水際線付近にある物件等の高潮、高波、強風による流出防止を強化すること。 5 その他必要事項
第二警戒体制	<p>特に勢力が強い台風等が東京湾に接近する公算が極めて大なりと判断された場合、或いは千葉港が重大な影響を被るものと判断された場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数500トン以上の船舶は離岸又は離棧して万全の措置をとること。 2 総トン数500トン未満の船舶は安全な場所に避難すること。 3 AIS搭載船はAISの作動を維持すること。 4 VHF装備船は常時VHFを聴守（国際VHF ch16）すること。 5 耐航性の不足等により離岸又は離棧することが適当でないと判断される船舶が岸壁で待機する場合は、係留強化の対策を講じること。 6 木材等流出防止のための厳重な見回り監視体制を強化すること。 7 台風の影響の少ない他の海域へ避難する船舶は、十分余裕のある時期に避難を開始すること。 8 その他必要事項
入港制限	<p>港内の錨地等避泊場所で避泊している在泊船の状況を勘案し、港内への荒天避難船舶の受入れが、港内の整理整頓上困難と判断された場合。</p>	<p>総トン数500トン以上の船舶は入港及び着棧を見合わせること。</p>

別表1-2の運用指針【抜粋】

1 警戒体制の判定基準

(2) 第二警戒体制

ア 台風の進路予測において、特に勢力の強い台風の暴風域（風速40m/s）が東京湾にかかる可能性が大である場合、すなわち、当該台風の暴風域と暴風警戒域の外側を結んだ線内に東京湾がある場合、その他、委員から警戒体制が必要と判断された場合、第二警戒体制を取るものとする。

イ 台風の影響の少ない他の海域への避難が、十分余裕のある時期に開始出来るよう少なくとも強風域が東京湾にかかる半日前までの勧告発令を目安とする。

◎ 事前調査の実施にご協力を

海上保安庁では、東京オリンピック・パラリンピックの安全な開催に向けて、海域調査や訪問調査を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

◎ 「自主警戒の強化」と「船舶管理の徹底」を

- ・ 不審物・不審事象の早期発見のための巡回
- ・ 不審者の侵入防止策などの対策
- ・ 船の盗難及び不正使用防止のため、施錠、キーの確実な保管

◎ 不審事象を発見したら「118番」に通報を

- ・ 身元が分からない人から船を貸してくれと頼まれた。
- ・ 船が盗まれた。
- ・ 日頃見かけない船がウロウロしているなど不審な船がいる。
- ・ 挙動不審な人、危険物や不審物を所持した人がいる。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて
千葉海上保安部からのお願い



臨海部事業者・施設管理者の方へ

- 危険物関連施設、エネルギー関連施設、大型集客施設などは、**テロリストの標的になる**可能性があります。
- 港湾施設、係留施設などの臨海部施設は、海陸のアクセス経路として**テロリストに利用される**可能性があります。
- 着岸した外航船から、**船員に化けたテロリストが侵入する**可能性があります。

⇒フェンス、防犯カメラ、センサー等の導入
⇒自主警備や出入管理の強化

不審に思ったらすぐ通報を！

海・船に関する不審事象は **118番** に通報してください！




千葉海上保安部 警備救難課
TEL 043-242-7238



JAPAN COAST GUARD
海上保安庁公営企業 千葉海上保安部